

主な用語の説明

〔労働者〕

常 用……………雇用期間を定めないで雇用されている者をいい、パートタイムは除く。

なお、派遣労働者は含まない。

臨時・季節……………1ヵ月以上の期間を定めて雇用されている者及び期間を限って季節的に働いている者をいい、パートタイムは除く。

パートタイム……………1日の所定労働時間又は1週間の所定労働日数が当該事業所の一般労働者のそれより短い者をいう。

派遣労働者……………労働者派遣法に基づいて他社（派遣元事業所）から当該事業所に派遣されている者をいう。

〔職 種〕

管 理……………課以上の組織の管理に従事する者をいう。

事 務……………課長等管理職の指導、監督を受けて事務に従事する者をいう。

専門・技術……………高度の専門的知識を応用し、技術的な業務、研究等に従事する者をいう。

販 売……………商品、証券などの売買・営業、保険外交などに従事する者をいう。

サ ー ビ ス……………調理・接客・給仕など個人に対するサービスの仕事に従事する者をいう。

運輸・通信……………鉄道、自動車、通信電話交換などで運転、操作に従事する者及び車掌、電話交換手などをいう。

技 能 工……………原材料の加工、各種機械器具の組み立て、修理、印刷、製本、建設作業などに従事する者のうち高度の熟練、判断力、責任を要する作業を行う者をいう。

単 純 工……………上記「技能工」と同じ作業に従事しているが、技能などの修得を要しない簡単な作業、単純な筋肉労働に従事する者をいう。

利用上の注意

- 1 この調査で「サービス業」とは、「サービス業（他に分類されないもの）」を指している。
- 2 表10、表11、表12、付属統計表の第6表、第7表、第8表は、該当集計項目に回答していない事業所も含む回答事業所すべてについて集計した結果であり、その他の表やグラフは、該当集計項目に回答していない事業所を除いて集計したものである。
- 3 「生産・売上額等判断D.I.」、「所定外労働時間判断D.I.」及び「雇用判断D.I.」とは、前期と比べて増加と回答した事業所の割合から減少と回答した事業所の割合を差し引いた値である。
- 4 上記判断D.I.の季節調整は、センサス局法X-12-ARIMAのなかのX-11デフォルトによる。
- 5 「労働者過不足判断D.I.」とは、不足と回答した事業所の割合から過剰と回答した事業所の割合を差し引いた値である。
- 6 統計表に用いている数値は、「0」は単位未満の割合を示し、「-」は調査客体がないものを示す。
- 7 この調査における特定の属性をもつ事業所割合は、当該属性をもつ事業所数を、その事業所の常用労働者数により加重平均したものを推計したものであり、実質的には、常用労働者のうち当該属性をもつ事業所で働く者の割合に相当する。
- 8 調査の結果は、厚生労働省の web ページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) に掲載されている。
「統計調査結果」→「最近公表の統計資料」→「月報で公表・提供しているもの」→「労働経済動向調査（平成19年11月）結果の概況」